

環境保全条例の改正について

平成25年2月14日

名古屋市環境局地域環境対策部

地域環境対策課

目次

1. 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(略称:環境保全条例)の構成(改正後)
2. 改正環境保全条例の施行までの経緯
3. 改正環境保全条例の概要
4. 改正のポイント
 - ① 土壌及び地下水の汚染の状況を把握するための制度の拡充
 - ② 規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化
 - ③ 汚染土壌の適正処理の確保

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する 条例(略称:環境保全条例)の構成(改正後)

第1章 総則(第1条～第5条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策(第6条～第13条)

第3章 工場、事業場等に対する規制等

第1節 大気汚染に関する規制(第14条～第24条)

第2節 水質汚濁の防止(第25条～第27条)

第3節 工場等に係る騒音等に関する規制(第28条～第36条)

第4節 特定建設作業に係る騒音等に関する規制(第37条・第38条)

第5節 営業等に係る騒音等に関する規制(第39条～第44条)

第6節 悪臭の防止(第45条)

第7節 化学物質の適正管理(第46条～第51条)

第8節 土壌及び地下水の汚染に関する規制(第52条～第61条の2)

第9節 地下水の採取に関する規制等(第62条～第82条)

第4章 生活環境の保全に関する措置(第83条～第89条)

第5章 環境への負荷の低減に関する措置(第90条～第116条)

第6章 市、市民及び事業者のパートナーシップ(第117条～第120条)

第7章 雑則(第121条～第128条)

第8章 罰則(第129条～第134条)

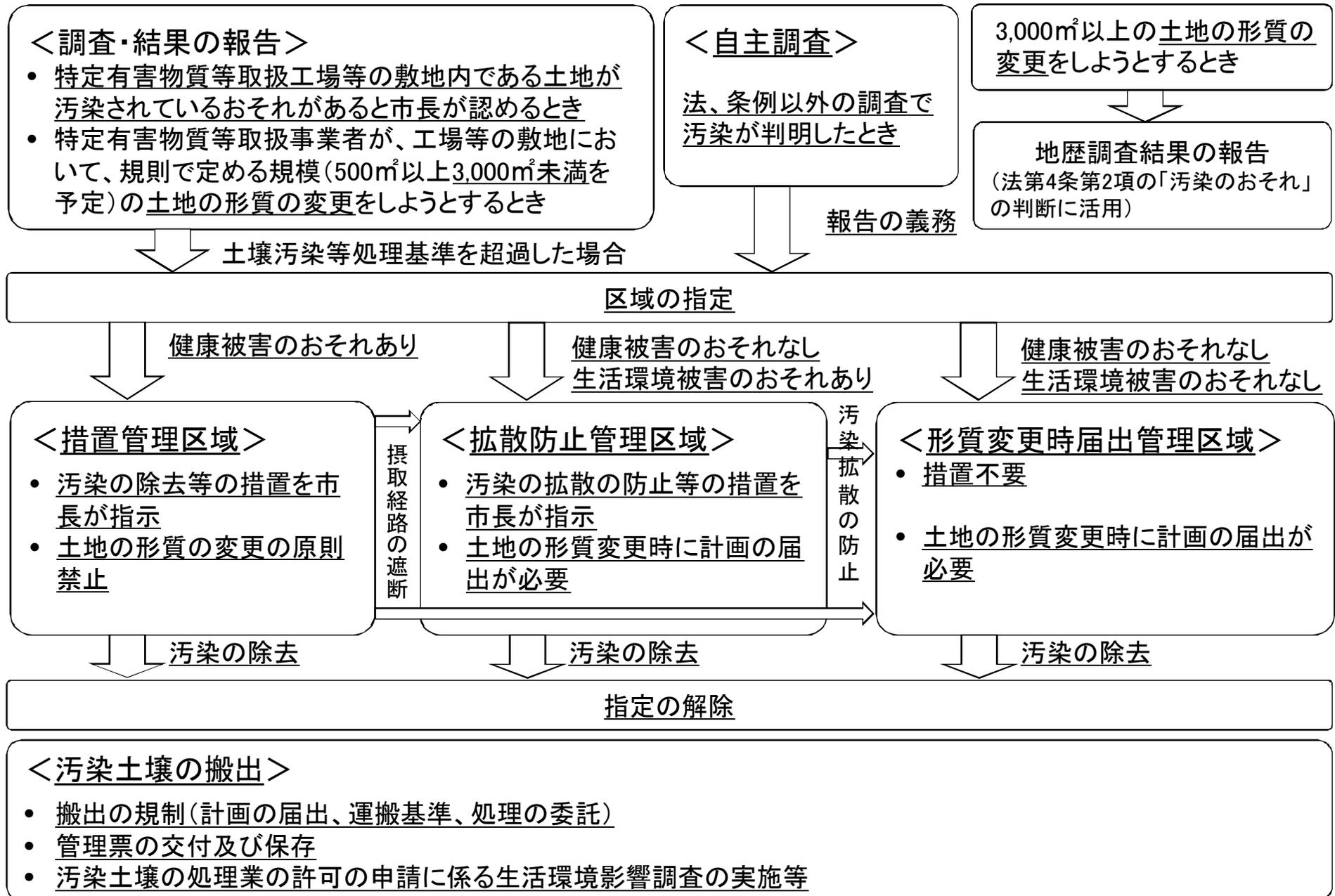
附則

改正環境保全条例の施行までの経緯

- 平成15年 2月15日 土壌汚染対策法施行
- 10月 1日 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行
- 平成22年 4月 1日 土壌汚染対策法の一部を改正する法律施行
- 平成23年 1月21日 名古屋市長から名古屋市環境審議会に諮問
- 3月～ 8月 土壌及び地下水汚染規制部会にて調査審議
- 9月 6日 名古屋市環境審議会から名古屋市長に答申
- 平成24年10月 4日 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例公布
- 平成25年 3月上旬 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則公布(予定)
- 「土壌汚染等対策指針の改正について」告示(予定)
- 平成25年 4月 1日 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例施行

改正環境保全条例の概要

(下線部分が改正部分)



改正のポイント①

土壌及び地下水の汚染の状況を把握するための制度の拡充

- 自主調査で汚染が判明した場合、調査を行った者は市へ調査結果を報告しなければなりません。(条例57条の2)

土地の売買、資産評価等の際に、
自主的に土壌・地下水汚染調査を実施



自主調査を行った者は市長に報告

自主調査とは、土壌汚染対策法(第3条第1項、第4条第2項、第5条)に基づく調査、環境保全条例(第54条第2項、第55条第1項及び第2項)に基づく調査以外の調査を指します。

土壌汚染対策法第14条第1項に基づく申請があった場合は、報告の対象から除かれます。

申請に係る特定有害物質と自主調査で汚染が判明した特定有害物質が同じである場合に限る。

(参考) 土壌汚染対策法、環境保全条例に基づく調査

土壌汚染対策法

- 有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき(第3条第1項)
- 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあるとき(第5条)
- 3,000㎡以上の土地の形質の変更をしようとするとき
⇒土地の形質の変更の届出(第4条第1項)
⇒土壌汚染のおそれがあると市長が認めるとき(第4条第2項)

環境保全条例(改正後)

- 特定有害物質等取扱工場等の敷地内である土地が汚染されているおそれがあると市長が認めるとき(第54条第2項)
- 特定有害物質等取扱工場等の敷地において、500㎡以上3,000㎡未満の土地の形質の変更をしようとするとき(第55条第1項及び第2項)
- 3,000㎡以上の土地の形質の変更をしようとするとき
⇒地歴調査結果の報告(第57条第1項)

(参考) 土壌汚染対策法第14条第1項に基づく申請

土壌汚染対策法に基づく調査以外の調査で汚染が判明



土地の所有者等は市長に対し、区域の指定を申請することができる。(第14条第1項)



市長は要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定(第14条第3項)

改正のポイント②

規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化

- 市長は、汚染が判明した土地を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれの有無に応じて、健康被害を防止するための措置が必要な区域（措置管理区域）、生活環境を保全するための措置が必要な区域（拡散防止管理区域）、形質の変更の際に届出が必要な区域（形質変更時届出管理区域）のいずれかの区域に分類して指定します。（条例第58条第1項、第58条の4第1項、第58条の8第1項）

| 区域の分類 | 措置管理区域 | 拡散防止管理区域 | 形質変更時届出管理区域 |
|---------------|-----------------|--------------------|-----------------|
| 健康被害が生ずるおそれ | あり | なし | なし |
| 生活環境被害が生ずるおそれ | あり | あり | なし |
| 措置 | 汚染の除去等の措置を市長が指示 | 汚染の拡散の防止等の措置を市長が指示 | （措置不要） |
| 土地の形質の変更 | 原則禁止 | 着手の14日前までに届出が必要 | 着手の14日前までに届出が必要 |

区域の指定に係る基準①(施行細則改正案)

土壌溶出量基準に適合しない土地

周辺の土地における
飲用井戸の有無

なし

汚染された地下水の湧出により環境基準に適合しない
公共用水域の地点の有無

なし

あり

あり

- 重金属等(シアン除く)の汚染で第二溶出量基準に適合するもの
〔特定有害物質等取扱事業者の行為によって汚染が生じたことが明らかなものを除く。〕
- 昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法による埋立て等により造成された土地であり、専ら埋立て用材料により基準に適合しない土地
- 公有水面埋立法に基づく埋立て等により造成された土地であり、かつ、工業専用地域内にある土地

いずれにも
該当しない

いずれかに
該当する

措置管理区域

拡散防止管理区域

形質変更時届出管理区域

区域の指定に係る基準②(施行細則改正案)

土壌含有量基準に適合しない土地



人が立ち入りできる土地

該当しない

該当する

措置管理区域

形質変更時届出管理区域

「措置管理区域」「拡散防止管理区域」「形質変更時届出管理区域」の解除プロセス

措置管理区域

- 汚染の除去等の措置を市長が指示
- 土地の形質の変更の原則禁止

摂取経路の遮断

拡散防止管理区域

- 汚染の拡散の防止等の措置を市長が指示
- 土地の形質の変更時に市長に計画の届出が必要

汚染の拡散防止

形質変更時届出管理区域

- 措置不要
- 土地の形質の変更時に市長に計画の届出が必要

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

措置の指示を受ける者

措置管理区域に指定された場合の汚染の除去等の措置、
 拡散防止管理区域に指定された場合の汚染の拡散の防止等の措置のいずれも

- 原則、土地の所有者等
- 土地の所有者等以外の者の行為によって汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者に措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、措置を講じさせることについて土地の所有者等に異議がないときは、その行為をした者(条例第58条の2、第58条の5)

市長が指示する措置の概要(指針改正案)

| 汚染状態 | | 区域の分類 | | 措置管理区域 | 拡散防止管理区域 |
|----------------|-----------|-----------------------------|------|-----------|-------------|
| | | 適合 | 不適合 | 地下水の水質の測定 | 地下水の水質の測定 |
| 土壌溶出量 基準不適合 | 地下水 基準 | 10倍 以下 | 封じ込め | 封じ込め | 地下水の水質の測定 |
| | | 10倍超 | | | 地下水汚染の拡散の防止 |
| 土壌含有量基準不適合 | | 盛土(砂場等、盛土では支障がある土地以外の土地の場合) | | (指示なし) | |

形質変更時要届出区域における汚染の拡散の防止

市長は、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないとして、土壤汚染対策法で措置が不要とされた土地（形質変更時要届出区域）であっても、生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、汚染の拡散の防止等の措置を指示します。（条例第58条の6）

| 法の区域の分類 | 要措置区域 | 形質変更時要届出区域 |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 健康被害が生ずるおそれ | あり | なし |
| 法に基づく措置 | 汚染の除去等の措置を市長が指示 | (措置不要) |
| 土地の形質の変更 | 原則禁止 | 着手の14日前までに届出が必要 |

生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合、条例に基づき、汚染の拡散の防止等の措置を市長が指示

改正のポイント③

汚染土壌の適正処理の確保

- 管理汚染土壌を搬出しようとする者は、届出及び汚染土壌処理業者への処理の委託をしなければなりません。(条例第60条、第60条の3)
- 管理汚染土壌の運搬を行う者は、運搬基準を遵守しなければなりません。(条例第60条の2)

管理汚染土壌の搬出時の届出

搬出に着手する14日前までに届出が必要です。

計画が運搬基準に違反している等の場合は計画変更命令が発出

運搬基準に従い管理汚染土壌の運搬

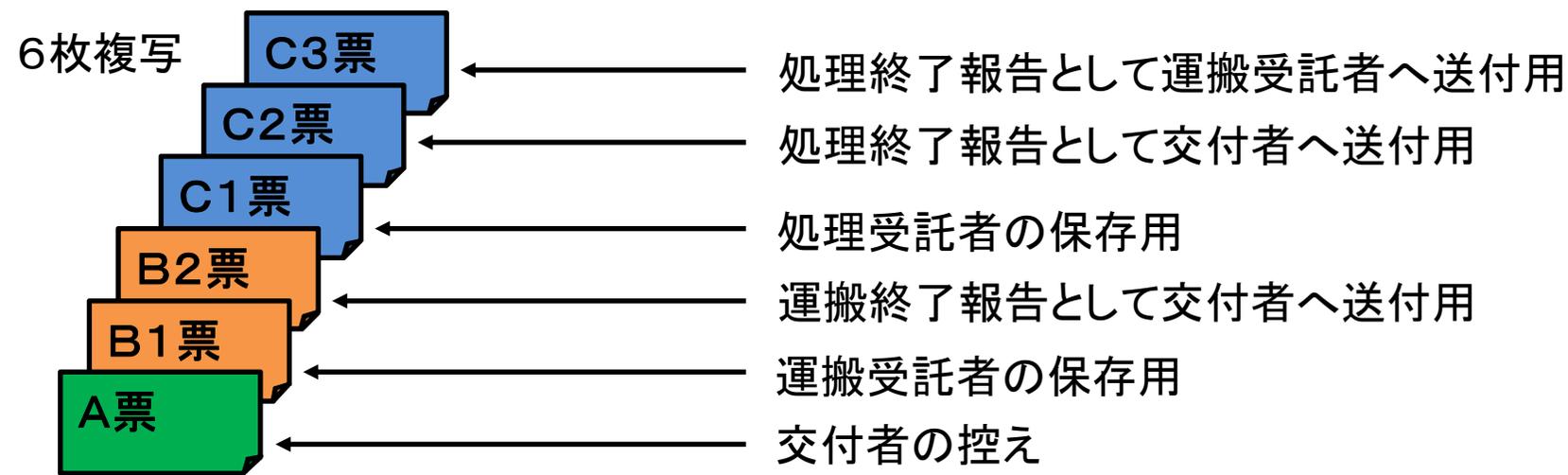
運搬基準(指針改正案)

- ① 特定有害物質の飛散等の防止措置
- ② 管理汚染土壌を運搬している旨の表示
- ③ 混載等の禁止
- ④ 積替え、保管等に関する規定
- ⑤ 管理票に関する規定 等

適正な運搬でない場合、汚染土壌処理業者に処理が委託されなかった場合には措置命令が発出

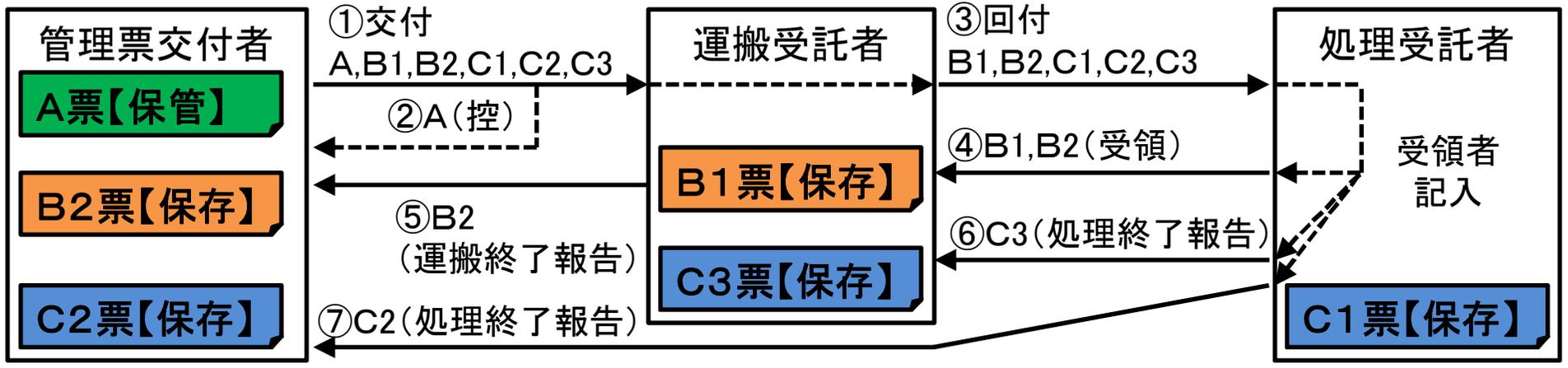
- 管理汚染土壌の運搬又は処理を委託する者及び委託された者は、管理票による管理汚染土壌の管理をしなければなりません。(条例第60条の5、第60条の6)

管理票の流れ(例)

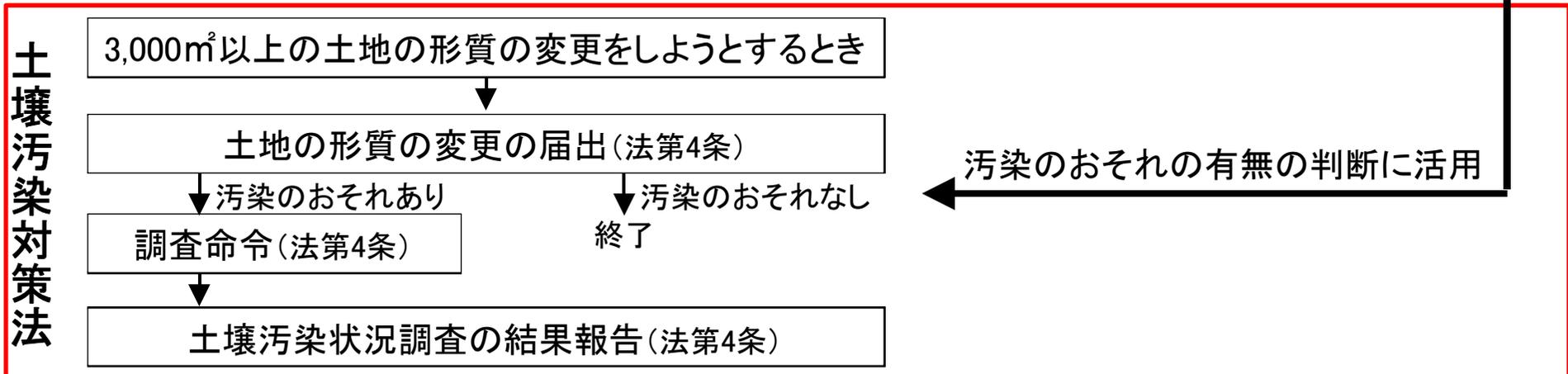
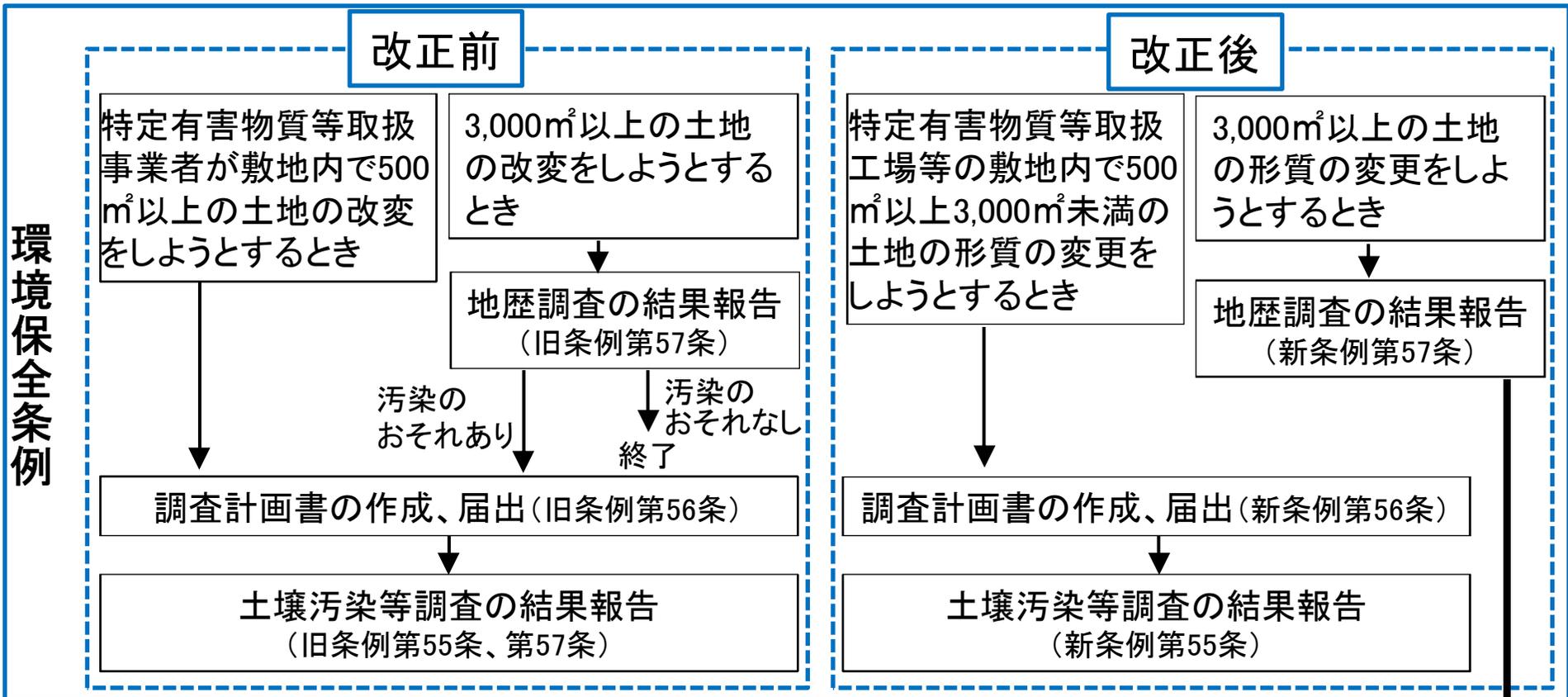


【運搬担当者が1者の場合の運用】

管理区域からの搬出

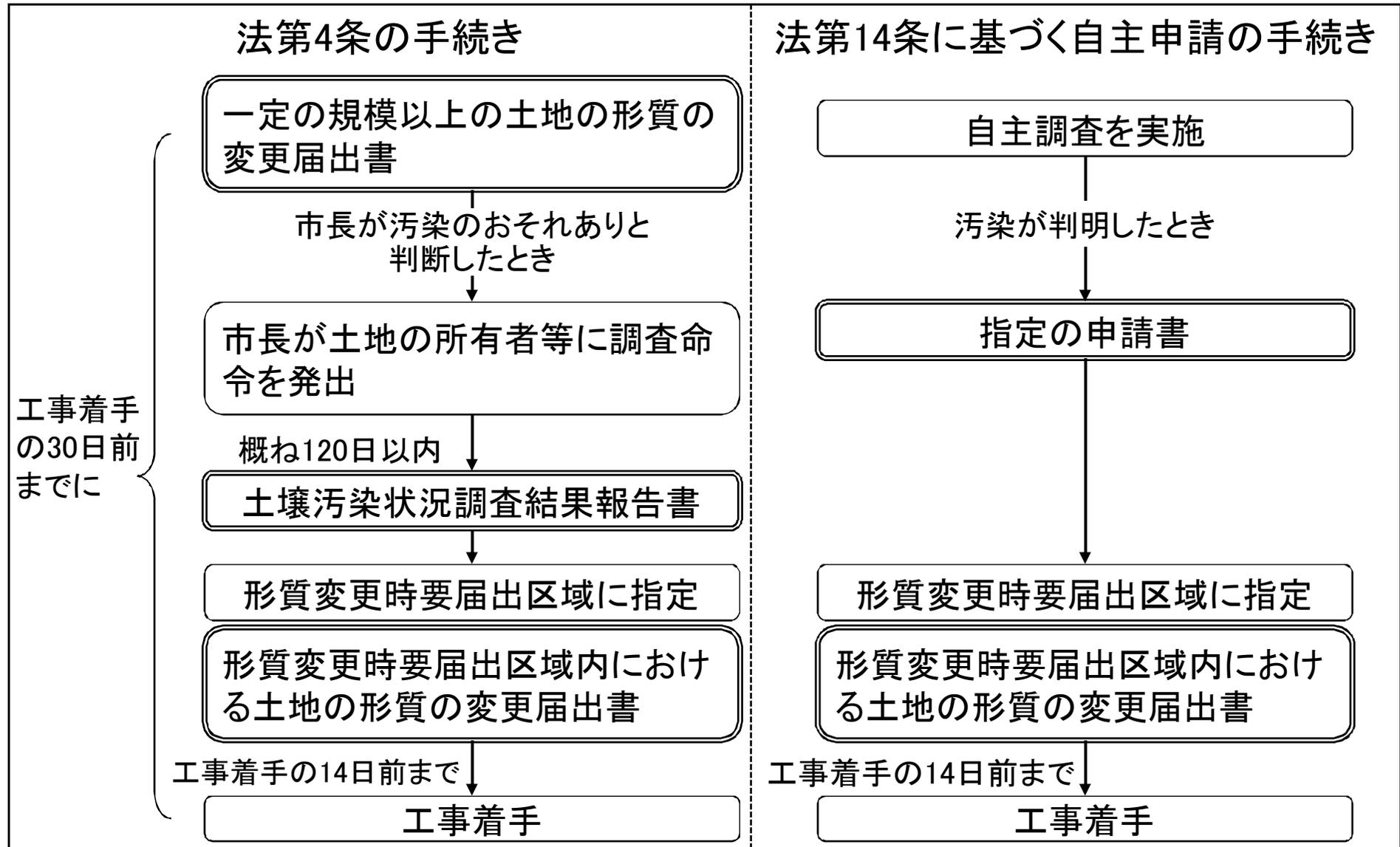


その他の改正① 土地の形質の変更時の調査



(参考) 土壌汚染対策法第14条に基づく申請の活用について

< 形質変更時要届出区域に指定される場合の比較 >



※ 要措置区域に指定される場合は、封じ込め等の措置を市長から指示されることとなります。

その他の改正② 管理区域台帳

市長は、措置管理区域、拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の台帳を調製し、閲覧に供します。(条例第59条)

その他の改正③ 汚染土壌処理業に係る生活環境影響調査の実施等

土壌汚染対策法に基づき汚染土壌処理業の許可の申請をしようとする者は、生活環境影響調査を行い、その結果と事業計画書を提出しなければなりません。(条例第60条の7)

その他の改正④ 罰則

調査、措置に係る命令や届出義務に違反した者等に対し、罰則が設けられます。

| 刑罰 | 罰則が適用される違反 |
|--------------------------|---|
| 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金(129条) | 調査命令(54条2項、55条3項)、措置命令(58条の2第4項、58条の5第4項)、措置管理区域内における土地の形質の変更の禁止(58条の3)、拡散防止管理区域等内における土地の形質の変更の届出に対する計画変更命令(58条の7第4項、58条の9第4項)、管理汚染土壌搬出時の届出に対する計画変更命令(60条4項)、適正運搬・処理のための措置命令(60条の4) |
| 20万円以下の罰金(131条) | 拡散防止管理区域等内における土地の形質の変更の届出(58条の7第1項、58条の9第1項)、管理汚染土壌の搬出時の届出(60条1項、2項)、運搬に関する基準(60条の2)、管理汚染土壌の処理の委託(60条の3第1項、2項)、管理票の交付・保存等(60条の5第1項から5項まで、7項、8項)、虚偽の管理票の交付等の禁止(60条の6第1項から3項まで) |
| 3万円以下の過料(134条) | 調査計画書の届出(56条1項)、3,000m ² 以上の土地の形質の変更時の地歴調査結果報告(57条)、拡散防止管理区域等内における土地の形質の変更の届出(58条の7第2項、3項、58条の9第2項、3項)、管理汚染土壌の搬出時の届出(60条3項)、管理汚染土壌の運搬・処理状況の確認の届出(60条の5第6項)、汚染土壌処理業に係る生活環境影響調査の実施等(60条の7第1項、2項) |

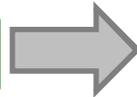
名古屋市では、土壌・地下水汚染に関する情報を公式ウェブサイト(<http://www.city.nagoya.jp/>)に掲載しています。

名古屋市公式ウェブサイト

検索結果

土壌地下水

サイト内検索



[名古屋市:なごやの土壌・地下水汚染](#)

<掲載情報>



- ◇名古屋市からのお知らせ(条例改正等)
- ◇土壌汚染対策法に基づく区域の指定について
- ◇土壌・地下水汚染の公表について(記者発表資料)
- ◇土壌汚染等に係る報告の状況について
- ◇土壌・地下水汚染に係る周辺の井戸水調査結果について
- ◇地下水調査結果
- ◇土壌汚染関係法令等(法、条例等)
- ◇報告書・届出書等様式
- ◇土壌汚染対策パンフレット等

名古屋市の土壌・地下水汚染担当

環境局 地域環境対策部 地域環境対策課
有害化学物質対策係

- 郵便番号: 460-8508
- 所在地: 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所東庁舎5階
- 電話: 052-972-2677(直通)
- FAX: 052-972-4155
- Eメール: a2677@kankyokkyoku.city.nagoya.lg.jp

お越しいただく場合は、事前に電話予約をお願いします。